

自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第89条の規定に基き、懲戒
手続に関する訓令を次のように定める。

昭和29年8月28日

防衛庁長官 木村篤太郎

懲戒手続に関する訓令

改正

昭和31年	1月21日	庁訓第	3号
昭和36年	7月28日	庁訓第	42号
昭和37年	10月1日	庁訓第	62号
昭和37年	11月1日	庁訓第	73号
昭和45年	6月18日	庁訓第	26号
昭和59年	6月30日	庁訓第	37号
昭和60年	12月21日	庁訓第	42号
平成5年	4月1日	庁訓第	28号
平成13年	1月6日	庁訓第	2号
平成17年	3月30日	庁訓第	37号
平成18年	3月27日	庁訓第	12号
平成18年	7月28日	庁訓第	83号
平成19年	1月5日	庁訓第	1号
平成19年	3月27日	庁訓第	10号
平成19年	8月30日	省訓第	145号
平成22年	6月30日	省訓第	29号
平成27年	10月1日	省訓第	39号
平成28年	3月31日	省訓第	36号
平成29年	3月31日	省訓第	21号
平成30年	3月26日	省訓第	15号
令和3年	4月20日	省訓第	22号

(趣旨)

第1条 この訓令は、懲戒手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(申立書)

第2条 自衛隊法施行規則（以下「施行規則」という。）第68条の規定による申
立書の様式は、別表第1のとおりとする。

(申立の移送)

第3条 懲戒権者は、施行規則第68条の規定により申立を受けた場合において当
該申立に係る隊員の直近の懲戒権者でないときは、当該申立に係る事案を当該隊
員の直近の懲戒権者に移送しなければならない。

(申立の却下の通知)

第4条 懲戒権者は、施行規則第68条の規定による申立に基いて規律違反の疑が
ある事実について調査を行った結果、その事案を懲戒に値しないものと決定した
ときは、その旨を申立人に通知しなければならない。

(調査の委嘱)

第5条 施行規則第69条の規定により部下の隊員以外の隊員に調査を委嘱する場合には、当該隊員の指揮系統を通じて行うものとする。

(調査報告書)

第6条 施行規則第70条の規定による調査報告書の様式は、別表第2のとおりとする。

(勤務を停止すべき場合)

第7条 施行規則第72条第1項の規定により懲戒権者が特に必要と認めて当該隊員の勤務を停止することができる場合は、次の各号の一に該当する場合とする。

(1) 当該隊員が勤務することが調査及び審理の妨げとなる虞がある場合

(2) 前号に規定する場合のほか、当該隊員が部隊の指揮をとり、又は責任ある職務を行うことが適当でない場合

(勤務の停止を解除すべき場合)

第8条 懲戒権者は、勤務の停止を命ぜられている隊員について勤務を停止する事由がなくなつたときは、勤務の停止を命ぜられている隊員の勤務の停止を解除しなければならない。

2 懲戒権者は、勤務の停止を命ぜられている隊員を特に勤務につける必要が生じたときは、必要と認める期間当該隊員の勤務の停止を解除することができる。

(被疑事実通知書等)

第9条 施行規則第73条第1項に規定する被疑事実通知書の様式は、別表第3のとおりとする。

2 施行規則第73条第2項に規定する防衛大臣が定めるものは、弁護人の指名に係る事項、証人の尋問その他の証拠調の請求に係る事項及び供述辞退の届出に係る事項とする。

3 施行規則第73条第2項に規定する審理のために出頭すべき期日は、同項の規定に基づき被疑事実通知書の送達があつたとみなされる日から出頭の準備のために合理的に必要と認められる日数を考慮したものとしなければならない。

(弁護人申請書)

第10条 施行規則第74条の規定による被審理者の弁護人申請書の様式は、別表第4のとおりとする。

(懲戒補佐官を関与させない場合)

第11条 懲戒権者は、懲戒補佐官が次の各号の一に該当する場合には、当該懲戒補佐官を審理に関与させてはならない。

(1) 懲戒補佐官が申立人又は被害者である場合

(2) 懲戒補佐官が証人又は鑑定人となつた場合

(被審理者等の反対尋問)

第12条 被審理者又は弁護人は、証人の尋問に際し、懲戒権者又は受命懲戒補佐官(懲戒権者から当該事案について尋問その他証拠調を命ぜられた懲戒補佐官をいう。以下同じ。)の承認を得て、証人に対し反対尋問を行うことができる。

(宣誓)

第13条 証人は、懲戒権者又は受命懲戒補佐官から要求されたときには、宣誓をしなければならない。但し、証人が隊員以外の者である場合は、この限りではない。

(尋問調書)

第14条 懲戒権者又は受命懲戒補佐官は、尋問その他の証拠調を行うときは、部下の隊員のうちから書記を指名し、尋問調書(別表第5)、証拠物調書(別表第6)その他の証拠調の結果を記録した調書を作成させるものとする。

(証拠調申請書)

第15条 被審理者又は弁護人が施行規則第75条第2項の規定により証人尋問そ

の他の証拠調の請求をしようとするときは、証拠調申請書（別表第7）を提出して行うものとする。

（出頭要求書）

第16条 懲戒権者が施行規則第76条第1項の規定により供述聴取を行うため被審理者又は弁護人の出頭を要求するときは、出頭要求書（別表第8）を送達するものとする。ただし、施行規則第75条第1項の規定による証拠調に引続き供述を聴取するときは、この限りでない。

（供述辞退届）

第17条 被審理者及び弁護人が施行規則第76条第1項の規定による供述を辞退しようとするときは、供述辞退届（別表第9）を提出するものとする。

（供述聴取の代行者）

第18条 施行規則第76条第2項の規定による供述の聴取の代行者は、職務執行上当該懲戒権者の次位にある隊員としその者に事故があるときは、職務執行上その者の次位にある隊員のうちから懲戒権者が命ずるものとする。

（供述聴取の内容）

第19条 懲戒権者又は施行規則第76条第2項の規定により懲戒権者から供述の聴取を命ぜられた隊員（以下「供述聴取を命ぜられた隊員」という。）は、次の順序により供述を聴取するものとする。

(1) 被審理者又は弁護人に対し、官職、氏名及び年月日を問う。

(2) 被審理者又は弁護人に対し、規律違反の疑がある事実及び証拠の要旨を告げる。

(3) 被審理者又は弁護人に情状その他懲戒権者が必要と認める事項を問答形式で供述させる。

(4) 聴取を終了する前に、被審理者又は弁護人に任意供述の機会を与える。

（供述聴取書）

第20条 懲戒権者又は供述聴取を命ぜられた隊員は、被審理者又は弁護人の供述を聴取するときは、部下の隊員のうちから書記を指名し、供述聴取書（別表第10）を作成させなければならない。

（審理調書）

第21条 懲戒権者は、審理が終了したときは、規律違反の有無及び程度の判断に必要と認める事項を記載した調書及び供述聴取書をもって審理調書（別表第11）を作成するものとする。

（懲戒処分宣告書）

第22条 施行規則第77条第3項及び第79条第1項の規定による懲戒処分宣告書の様式は、別表第12のとおりとする。

（懲戒処分宣告の代行者）

第23条 第18条の規定は、施行規則第77条第4項ただし書の規定による懲戒処分の宣告の代行者について準用する。

第24条 削除

（懲戒処分簿）

第25条 懲戒権者は、懲戒処分簿（別表第13）を常に備え付けておかなければならない。

（懲戒処分変更書）

第26条 施行規則第81条第3項において準用する施行規則第77条第3項から第7項までの規定による懲戒処分の宣告又は懲戒処分を行わない旨の通知の様式は、別表第14のとおりとする。

（移送の場合の添付資料）

第27条 施行規則第82条の規定により移送する場合に添付すべき資料は、次の各号によるものとする。

(1) 調査終了後審理着手前に移送するときは、当該調査報告書及び申立書（申立による場合）を添付するものとする。

(2) 審理に着手し、且つ、審理終了前に移送するときは、前号に指示するもののほか、そのときまでに作成した尋問調書、証拠物調その他証拠の取調に関する調書を添付するものとする。

(3) 審理終了後移送するときは、第1号に掲げるもののほか、審理調書を添付するものとする。

(懲戒処分説明書)

第28条 施行規則第83条の規定による懲戒処分説明書の様式は、別表第15のとおりとする。

(審理の申請)

第29条 施行規則第85条第1項の規定により懲戒権者が審理を行わないで懲戒処分を行おうとするときは、その旨を当該隊員に通知し、期間を定めて、施行規則第85条第1項但書の規定による審理の申請をするかどうかを確認しなければならない。

(審理申請書等)

第30条 施行規則第85条第1項但書の規定による審理申請書の様式は、別表第16のとおりとする。

2 施行規則第85条第2項の規定による審理辞退届の様式は、別表第17のとおりとする。

(報告)

第31条 施行規則第80条の規定による報告は、任命権に関する訓令（昭和36年防衛庁訓令第4号）第53条第2項又は第76条に規定する上級の懲戒権者に行うものとし、その報告要領は、次の各号の表の区分によるものとする。

(1) 被処分者が陸海空の隊員である場合

ア 懲戒処分を行つた者が順序を経て行うべき報告

被処分者	報告先	報告書の様式	報告の時期
3 佐 以 上 4 級 以 上	(陸上総隊司令官及び 当該方面総監) 当該幕僚長 防衛大臣	別表第18	処分の都度速やかに
1 - 3 尉 3 級	(陸上総隊司令官及び 当該方面総監) 当該幕僚長	別表第18	処分の都度速やかに
准尉・曹・士 自衛官候補生 1・2 級	(陸上総隊司令官及び 当該方面総監) 当該隊員の任免権者	別表第18	処分の都度速やかに
	当該幕僚長	別表第18（陸海 空内にあつては、 別表第19）	処分の都度速やかに （前月分を毎月20 日までに）

イ 各幕僚長が防衛大臣に行うべき報告

被処分者	報告事項	報告書の様式	報告の時期
3 尉 以 上 3 級 以 上	軽処分を超える懲戒 処分	別表第19	前月分を毎月末日ま でに

(2) 被処分者が防衛省本省の施設等機関、統合幕僚監部、情報本部、防衛監察本部又は地方防衛局の事務官等である場合

被処分者	報告先	報告書の様式	報告の時期
4 級 以 上	防衛大臣	別表第18	処分の都度速やかに
3 級 以 下	防衛大臣	別表第18	前月分を毎月末日ま でに

- 2 各幕僚長は、当該陸海空における前項の報告要領に関し必要な事項を定めることができる。
- 3 施行規則第81条に規定する上級の懲戒権者が下級の懲戒権者の行った懲戒処分を変更し又は取り消したときは、懲戒処分取消（変更）報告書（別表第20）により上級の懲戒権者に送付するものとする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、防衛省本省の施設等機関の長、各幕僚長、情報本部長、防衛監察監若しくは地方防衛局長又は防衛装備庁長官は、特に重要であると認められる事故に基づく懲戒処分については、その都度、懲戒処分報告書（別表第18）に必要な資料を添えて防衛大臣に提出するものとする。

附 則

- 1 この訓令は、昭和29年7月1日から適用する。
- 2 懲戒手続に関する訓令（昭和27年保安庁訓令第13号）は廃止する。
附 則（昭和31年1月21日庁訓第3号）
この訓令は、昭和31年1月26日から施行する。
附 則（昭和36年7月28日庁訓第42号）
この訓令は、昭和35年8月1日から施行する。
附 則（昭和37年10月1日庁訓第62号）
この訓令は、昭和37年10月1日から施行する。
附 則（昭和37年11月1日庁訓第73号）（抄）
- 1 この訓令は、昭和37年11月1日から施行する。
附 則（昭和45年6月18日庁訓第26号）（抄）
- 1 この訓令は、昭和45年6月22日から施行する。
附 則（昭和59年6月30日庁訓第37号）（抄）
- 1 この訓令は、昭和59年7月1日から施行する。
附 則（昭和60年12月21日庁訓第42号）（抄）
- 1 この訓令は、昭和60年12月21日から施行する。ただし、第2条の規定並びに第3条、第5条、第14条及び第18条の規定中一般職の職員の給与に関する法律の題名を改める規定は、昭和61年1月1日から施行する。
附 則（平成5年4月1日庁訓第28号）
この訓令は、平成5年7月1日から施行する。
附 則（平成13年1月6日庁訓第2号）（抄）
- 1 この訓令は、平成13年1月6日から施行する。
附 則（平成17年3月30日庁訓第37号）
- 1 この訓令は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際に現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。
附 則（平成18年3月27日庁訓第12号）（抄）
- 1 この訓令は、平成18年3月27日から施行する。
附 則（平成18年7月28日庁訓第83号）（抄）
- 1 この訓令は、平成18年7月31日から施行する。
附 則（平成19年1月5日庁訓第1号）（抄）
- 1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。
- 4 この訓令の施行の際に現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上で使用することができる。
附 則（平成19年8月30日省訓第145号）（抄）
- 1 この訓令は、平成19年9月1日から施行する。
附 則（平成22年6月30日省訓第29号）（抄）

- 1 この訓令は、平成22年7月1日から施行する。
附 則（平成27年10月1日省訓第39号）（抄）
- 1 この訓令は、平成27年10月1日から施行する。
附 則（平成28年3月31日省訓第36号）（抄）
- 1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。
附 則（平成29年3月31日省訓第21号）（抄）
- 1 この訓令は、平成29年4月1日から施行する。
附 則（平成30年3月26日省訓第15号）（抄）
- 1 この訓令は、平成30年3月27日から施行する。
附 則（令和3年4月20日省訓第22号）
（施行期日）
- 1 この訓令は、令和3年5月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表第1（第2条関係）

年 月 日
官 職 氏 名 殿
申立人 所属 官職（住所）連絡先（電話番号等） 氏名
申 立 書
隊員の規律違反につき次のとおり申立する。
1 被申立人所属官職氏名
2 被疑事実
3 証 拠
上記のとおり相違ありません。

別表第2（第6条関係）

年 月 日
官 職 氏 名 殿
調査官 所属 官職 氏名
調 査 報 告 書
所属官職氏名隊員の規律違反被疑事件につき調査の結果を次のとおり報告する。
1 被調査者の所属官職氏名
2 被疑事実
3 調査の経過の概要
4 証 拠
5 参考事項

- (注) (1) 被疑事実は「何時何処で誰が何故何の方法で何をしたか」を簡明に記載すること。
(2) 証拠は、証拠の目録を記載し、且つ被調査者の供述調書又は答申その他事実を証明するに足る証拠を別添えすること。

別表第3（第9条関係）

				発簡番号	
				発簡年月日	
所属	官職	氏名	殿		
				懲戒権者	官職（住所）氏名
被 疑 事 実 通 知 書					
下記の規律違反被疑事実につき貴殿を審理することになったから通知する。					
記					

別表第4（第10条関係）

				年	月	日
懲戒権者	官職	氏名	殿			
				被審理者	所属	官職 氏 名
弁 護 人 申 請 書						
私の規律違反被疑事件について弁護人を〔(所属官職氏名) を弁護人に〕指命されるよう申請します。						

別表第5（第14条関係）

尋 問 調 書			
被審理者（証人）所属 官職 氏名			
上記の者（被審理者所属官職氏名）の規律違反被疑事件について 年 月 日 〇〇〇 において本職は（弁護士官職氏名立会の上）上記の 者（上記の証人） に対して次のとおり尋問した。			
問 答 問 答			
被審理者（証人）氏 名㊟			
上記読み聞かせ（閲覧させ）たところ相違ない旨申立て署名押印した。			
尋問官 官職 氏 名㊟			
書 記 官職 氏 名㊟			

別表第6（第14条関係）

証 拠 物 調 書			
被審理者 所属 官職 氏 名			
上記の者の規律違反被疑事件について			
年 月 日			
〇〇〇において本職は（弁護士官職氏名立会の上）次のとおり証拠物の取調をし た。			
1 証拠物の表示及び所在			
2 取調の結果			
年 月 日			
取調官 官職 氏 名㊟			
書 記 官職 氏 名㊟			

別表第7（第15条関係）

				年 月 日
懲戒権者	官職	氏 名	殿	
				被審理者（弁護人）
				所属 官職 氏 名
証 拠 調 申 請 書				
私（被審理者所属官職氏名）の規律違反被疑事件につき下記の証人の尋問を申請 します。 （下記の証拠物の取調を申請します）				
1 証人の住所（所属）官職氏名（証拠物の表示及び所在）				
2 尋問事項（取調事項）				

別表第8（第16条関係）

				発簡番号
				発簡年月日
殿				
				所属 官職 氏 名
出 頭 要 求 書				
供述を聴取したいので下記により出頭されたい。				
なお出頭できないときは、その旨通知されたい。				
記				
1 用件				
2 出頭日時				
3 出頭場所				

別表第9（第17条関係）

				年 月 日
懲戒権者	官職	氏 名	殿	
				被審理者（弁護人）
				官職 氏 名 [㊟]
供 述 辞 退 届				
私（被審理者所属官職氏名）の規律違反被疑事件について自衛隊法施行規則第76条第1項ただし書の規定による供述を辞退します。				

別表第10（第20条関係）

供 述 聴 取 書				
被審理者（弁護人）所属 官職 氏名				
上記の者（被審理者所属官職氏名）の規律違反被疑事件について 年 月 日〇〇〇において本職は上記の者（上記の弁護人）から次のとおり供述を聴取した。				
1	問			
	答			
	問			
	答			
2	任意供述			
年 月 日				
供 述 聴 取 者 官 職 氏 名 [㊟]				
列席懲戒補佐官 官 職 氏 名 [㊟]				
書 記 官 職 氏 名 [㊟]				

別表第11 (第21条関係)

審 理 調 書

被審理者 所属 官職 氏 名

上記の者の規律違反被疑事件について次のとおり審理を行った。

1 年 月 日

調査の結果審理を行うことを決定し被審理者に被疑事実通知書を発送した。

2 年 月 日

懲戒権者官職氏名は〇〇〇において被審理者所属官職氏名を尋問した。その結果は別添第1の尋問調書のとおりである。

3 年 月 日

懲戒補佐官官職氏名は〇〇〇において証人住所氏名を尋問した。その結果は別添第2の尋問調書のとおりである。

4 年 月 日

懲戒補佐官官職氏名は〇〇〇において証拠調をした。その結果は別添第3証拠物調書のとおりである。

5 年 月 日

懲戒権者は〇〇〇において懲戒補佐官官職氏名列席の上被審理考及び弁護人の供述を聴取した。その結果は別添第4の供述聴取書のとおりである。

年 月 日

懲戒権者 官職 氏 名[㊟]

書 記 官職 氏 名[㊟]

別表第12（第22条関係）

発簡番号 発簡年月日
懲戒処分宣告書
所属 官職 氏 名
自衛隊法第46条第1項第○号の規定により懲戒処分として〇〇〇〇に処する。
官職 氏 名
1 この処分を受けた者は、これに不服がある場合には、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に防衛大臣に対して審査請求をすることができる。ただし、この期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができない。
2 この処分についての処分の取消しの訴えは、審査請求に対する防衛大臣の裁決を経た後でなければ提起することができない。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、防衛大臣の裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができる。 (1) 審査請求があった日から3月を経過しても、防衛大臣の裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する防衛大臣の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、提起しなければならない。ただし、この期間内であっても、防衛大臣の裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後は、提起することができない。

別表第13（第25条関係）

懲戒処分簿

処 分 番 号		年度懲戒処分 号
処分者の官職氏名		
違反者の官職氏名		
処分の種類・程度		
処分年月日		年 月 日
処分の期間		自 年 月 日 至 年 月 日
処 分 の 理 由	違反事実	
	証拠の目録	
	適 条	
備 考		

別表第14（第26条関係）

発簡番号 発簡年月日
懲戒処分取消(変更)書
所属 官職 氏 名
自衛隊法施行規則第81条の規定により 年 月 日付の（原処分の種類及び程度を記載する。）を取消す（〇〇〇（新処分の種類及び程度を記載する。）に変更する。）
官職 氏 名

別表第15（第28条関係）

		発簡番号 発簡年月日
殿		
		官職氏名
懲戒処分説明書		
1 懲戒権者（取消又は変更者）		
	所属官職氏名	
2 被処分者（取消又は変更を受けた者）		
	所属官職氏名	
3 処分の種類及び程度（取消又は変更処分の種類及び程度）		
4 処分（取消又は変更）年月日		
	(1) 違反事実	
5 処分（変更）した理由	(2) 認定	
	(3) 適条	
(6 原処分者所属官職氏名原処分の種類及び程度原処分	年 月 日)	

別表第16（第30条関係）

		年 月 日
懲戒権者 官職氏名 殿		
		所属官職氏名
審理申請書		
私の規律違反被疑事件について自衛隊法施行規則第85条第1項ただし書の規定による審理を申請します。		

別表第17（第30条関係）

年 月 日
懲戒権者 官 職 氏 名 殿
所属 官職 氏 名 ㊟
審 理 辞 退 届
私の規律違反被疑事件について送達された被疑事実通知書記載の事実は相違ありませんので自衛隊法施行規則第85条第2項の規定により審理を辞退します。

別表第18（第31条関係）

懲 戒 処 分 報 告 書
1 違反行為者 所属 官職 氏 名 年令
2 処分の種類及び程度
3 処 分 者 所属 官職 氏 名
4 処分年月日
5 違反事実及び適条
6 規律違反の原因
7 参考事項
(1) 入隊年月日
(2) 既往処分 年月日 種類 程度
(3) 関係被処分者 官職 氏名 処分年月日 種類 程度
(4) 加重 軽減の理由
(5) 懲戒権行使の承認 承認者の官職 氏名 承認年月日
(6) その他

- (注) (1) 違反事実は冒頭に () を付した違反態様例えば(帰隊時遅延)(喧嘩口論)(身分証明書不正使用)等と記入の後その具体的内容を簡明に記載するものとする。
- (2) 原因は当該規律違反を犯すに至った直接且つ主たる原因を一つ記載するものとする。

別表第19（第31条関係）

懲戒処分月報（月分）								
氏名 (年令)	所属	官職	処分の種類、程度	(違反態様) 違反事実概要	処分者 官職 氏名	処分 年月日	原因	備考

- (注) (1) 月報は、自衛官については幹部と准尉曹士に区分し、事務官等については3級以上と1・2級に区分して、別紙に記載するものとする。
 (2) 違反事実概要及び原因欄の記載要領は、別表第18の(注)(1)及び(2)と同様とする。
 (3) 幹部自衛官及び3級以上の事務官等については、備考欄に別表第18本文7の参考事項を記載するものとする。

別表第20（第31条関係）

懲戒処分取消（変更）報告書	
1	違反行為者 所属 官職 氏名
2	取消（変更）処分の種類及び程度
3	取消（変更）者 所属 官職 氏名
4	取消（変更）年月日
5	取消（変更）の理由
6	原処分者 所属 官職氏名 原処分 原処分年月日
7	参考事項